

平成 13 年 5 月 31 日

## 「自己資本に関する新しいバーゼル合意」に対する全銀協意見書

今般、バーゼル銀行監督委員会(以下バーゼル委員会)が公表した市中協議案「自己資本に関する新しいバーゼル合意」については、当局管理型の監督から銀行の内部リスク管理と市場規律に重点を置いた監督への転換を図るとともに、銀行に多様な選択肢を提供し、各行の内部管理手法を規制上も利用する道を開いた点において、高く評価したい。

市中協議案の検討に際して我々が重視した点は、新しい合意がリスク・センシティブであること、また、銀行の内部リスク管理と統合的であり、その質的向上に資すること、所要自己資本水準が妥当であること、競争上の公平が確保されること、そして、各国の金融取引慣行が適切に反映されること、の諸点である。加えて、自己資本比率規制が潜在的に有するマクロ経済への影響についても、我々自身の経験も踏まえて考慮に入れた。

本意見書の内容は、以上の観点を踏まえた検討の結果、我々が今般の市中協議案において修正が不可欠と考える重点要望を列挙したものである。バーゼル委員会におかれては、これらの意見をぜひ十分にご検討のうえ最終案に反映していただきたい。我々は、今回の見直し作業が成功する鍵は、監督当局と銀行界の密接な対話にあると確信しており、今後ともバーゼル委員会との継続的な協議を要望する。

## 1. 第1の柱 最低所要自己資本

### (1) 標準的手法

標準的手法による所要自己資本が現行規制対比中立であることを確保するために、以下の取扱いを要望する。

- a) リテールのポートフォリオにつき内部格付手法と同様にリスク・ウェイトを軽減すること。
- b) 個別貸倒引当金等により処理済のデフォルト債権については、100%のリスク・ウェイトを適用すること。

#### 現行所要自己資本との中立性

- ・新 BIS では、「標準的手法を利用する銀行の所要自己資本が現行 BIS と比較して増えも減りもしない」との原則（現行所要自己資本との中立性）が明記されており、一方で、オペレーショナル・リスクへの資本賦課は現行 BIS の所要自己資本の 20%を目処に行われることとされている。これらから、新 BIS の信用リスクについて、標準的手法により算出されるリスク・アセットは現行リスク・アセットの 80%にまで減少する必要がある。
- ・しかし、現在提案されているリスク・ウェイトでは、リスク・アセットの削減幅が大幅に不足している可能性が高い。標準的手法を採用する銀行は、世界的規模で見ると相当数になると考えられ、これらの銀行の所要自己資本が現行規制よりも大幅に増加することはあってはならない。

#### リスク・ウェイトの見直し

- ・大原則である現行所要自己資本との中立性を確保するためには、内部格付手法と同様にリテールのポートフォリオのリスク・ウェイトの軽減を認めるとともに、信用リスク削減手法の認識を拡大すること（後掲）も必要である。
- ・個別貸倒引当金等により処理済のデフォルト債権については、100%のリスク・ウェイトを適用すべきである。
- ・また、リスク・ウェイト 50%と 100%の間に 75%のカテゴリーを新設すべきである。

#### リスク・ウェイト計算と内部管理の整合性

- ・なお、運用上の基準として「選択した外部信用評価機関とその評価を、リスク・ウェイトの計算とリスク管理の双方で一貫して使用すること」が求められているが、とくに将来的に内部格付手法への移行を展望している銀行はリスク・ウェイトの計算には外部格付を利用するがリスク管理上は内部格付を利用するケースがあるため、この規定は削除することを要望する。

## (2) 信用リスク削減手法

銀行の内部リスク管理との整合性を確保するとともに、よりリスク・センシティブな規制とするため、信用リスク削減手法の認識を以下のように改めることを要望する。現行の市中協議案の内容では標準的手法から内部格付手法へと移行するインセンティブに欠ける。

- a) 第2順位以下の不動産担保を適格物的担保として認めること。
- b) 物的担保の認識程度（LGDのフロア）を金融資産担保と同程度まで拡大すること。
- c) 残存リスク「w」を削除すること。

### 担保・保証の認識を拡大することの必要性

- ・新 BIS をよりリスク・センシティブな規制とするためには、担保・保証のリスク削減効果を正しく認識することが極めて重要である。この点、市中協議案における担保の認識は金融資産担保に偏りすぎており、物的担保の認識が極めて不十分となっている点が問題である。このように、規制上、特定の種類の担保の認識にバイアスがかかることは、担保取得実務や貸出のプライシングを歪めたり、銀行や企業の行動に影響を与える懸念がある。
- ・また、標準的手法から基礎的内部格付手法に進むインセンティブを適切に確保するという観点からは、とくに内部格付手法における担保・保証の認識を一段と拡大することが重要である。内部格付手法へ進むと BBB 格以下の債務者のリスク・ウェイトが大幅に上昇するが、担保・保証によりリスク削減を図るのは主としてこのエリアであるため、これらのリスク削減効果を十分に認めることにより適切なインセンティブを確保することが可能となる。

### 不動産担保の認識拡大

- ・適格物的担保の認識拡大については、とくに不動産担保の扱いを変更することを強く要望する。
- ・第一に、物的担保の適格要件を緩和し、第2順位以下の不動産担保も認識すべきである。第2順位抵当であっても、担保物件の価値が第1順位の担保設定額を大きく超過しており担保の価値が十分に確保されているケースがある。こうした第2順位抵当と、第1順位であっても担保物件の価値の余力が乏しい抵当権を比較した場合には、むしろ第2順位抵当の方がより担保権として確実であるケースは十分に考えられる。にもかかわらず、規制上は第1順位抵当しか認識されないとすれば、担保取得のインセンティブがそがれるし、内部リスク管理とも整合的でない。

第2順位以下の担保価格については、以下の算式により求めることが適切である。

H：ヘア・カット後の担保価格（洗い替え頻度は年一回以上）

C1：先順位の担保設定額合計

C2：後順位の担保設定金額

M：C2の後順位担保による信用リスク削減効果

(1)  $H \geq C1+C2$  の場合  $M=C2$

(2)  $H < C1+C2$  の場合  $M = H - C1$

- ・第二に、不動産担保の扱いを金融資産担保のフレーム・ワークに近づけることを要望する。市中協議案では担保カバー率 30%までは無担保扱いとされているが、こうした扱いとする根拠は不明である。リスク・センシティブな規制とするためには、担保を取得した場合に担保カバー率にかかわらずリスク削減効果が認識されることが必要である。また、担保の流動性については先述のとおりヘア・カット率に反映すれば LGD のフロアについて物的担保と金融資産担保で区別する必然性は認められず、両者は同一にすべきである。

#### 「w」の削除

- ・すべてのリスク削減手法に関わる問題として、 $w = 0.15$  のフロアの問題がある。以下の理由から、wは削除すべきである。
- ・そもそも  $w = 0.15$  の根拠が不明であり、リスク・センシティブな規制の枠組みにそぐわない。wが担保回収率の変動に対応するものであるならば、それは担保毎に異なる要因であるためヘア・カット率に反映するべきである。ヘア・カット後の担保価値に対して、一律にwを付すことは過度に保守的である。
- ・保証の場合は、市中協議案はPD置き換え方式を採用している点ですでに保守的な取扱いとなっており（損失が発生するケースは主債務者と保証人が同時にデフォルトした場合のみ）、さらにwを付すことには過度に保守的な取扱いとなる。
- ・また、wを導入することは銀行の内部リスク管理との齟齬を生じさせる。内部管理上こうした過度に保守的な取扱いを行う合理的な理由はないなかで、規制対応のためだけのシステム投資や管理負担が非常に大きい。

### (3) 内部格付手法

#### 所要自己資本水準

現行の市中協議案では、標準的手法から基礎的内部格付手法へ進むことによりリスク・アセットを2～3%削減することを意図しているとのことであるが、その水準が実現されているか疑問である。また、2～3%の削減ではインセンティブとして不十分である。この観点から以下の取扱いを要望する。

リスク・ウエイト・カーブをフラットに近づけること。具体的には、ベンチマーク・リスク・ウエイト関数に算入されている2つの乗数（PD計測誤差およびTier 2調整）を削除すること。

全般的自己資本水準の妥当性を検証するために、インパクトスタディ結果の公表を要望する。

#### A. 高すぎる所要自己資本がもたらす問題点

##### 銀行経営に与える影響

- ・市中協議案で提案されているベンチマーク・リスク・ウエイト関数では、通常の景気変動の下でも容易にリスク・アセットが前年比10%以上増減すると予想される。これは、銀行の経営環境を大きく不安定化させる要因となる。
- ・バーゼル委員会は、規制上の最低所要自己資本の水準と各金融機関の目指すべきベスト・プラクティス、あるいは理想的な自己資本水準を明確に区別すべきである。前者は、あくまで銀行が国際的に活動することを許容される最低限のフロアーとして設定されるべきである。

##### 景気循環に与える影響

- ・一般に自己資本比率規制には「景気循環増幅効果」があるとされるが、新BIS規制下では景気後退期にリスク・アセットが増大することにより自己資本比率が一段と大きく低下するため、その影響はバーゼル委員会の予想以上に深刻なものとなる可能性がある。
- ・この点、バーゼル委員会は景気変動に影響されない内部格付（Forward looking な Through-the-cycle rating）により問題解決を指向している模様であるが、この手法が現実の世界で機能する可能性は極めて低い。保守的な引当や格付付与は景気拡大期には問題なく適用できるが、景気後退期にこれらの基準を緩和することは事実上不可能である。むしろ、景気後退期であっても保守的な引当や格付付与が要求されてかえって景気悪化を深刻化させる可能性が高いことは各国の過去の経験に照らし明らかである。

##### 内部格付手法に進むインセンティブの不足

- ・バーゼル委員会は、標準的手法から基礎的内部格付手法へ進むことによりリスク・アセットを2～3%削減することを意図しているとのことであるが、提案されているベンチマーク・リスク・ウエイト関数による算出結果はそうしたレベルから大幅に乖離したもの

となっている可能性が高い。これでは、経営資源を投下して内部格付手法へ進むインセンティブはない。

- ・とくに商業銀行にとっての主たる顧客層を形成する BB 格以下のエリアにおいては、標準的手法のリスク・ウェイトが一律であるのに対して内部格付手法のリスク・ウェイトは大幅に高くなる。このため、標準的手法採用行との競争の観点からも内部格付手法へ進むインセンティブはない。

## B. ベンチマーク・リスク・ウェイト関数の問題点

- ・ベンチマーク・リスク・ウェイト関数の計算式には「PD 計測誤差 (PD Measurement Error)」と「Tier2 調整」に関する 2 つの掛け目が入っている。前者は 1.2、後者は 1.3 という一律の掛け目をかけることでリスク・ウェイト・カーブの傾斜を急にしており、そのため景気循環増幅の問題や銀行の経営リスクを増大させている。
- ・これら 2 つの掛け目は過度に保守的であり、その理論的根拠は下記の通り脆弱あるいは誤っている。また、一律の掛け目を付すことは、結果としてカーブの傾斜が急になり、高格付先を優遇し低格付先に対し必要以上に厳しいリスク・ウェイトを適用することとなるため信用状態に関して中立的でないという問題がある。したがって、これらの掛け目は撤廃すべきである。

### PD 計測誤差

- ・そもそも PD の誤差はリスクそのものであり、リスク計量のモデルのインプットに誤差を見込むこと自体が不適當である。
- ・仮に PD の誤差を修正するとしても、「常に一定割合だけ PD を過小推計していること (systematic error)」を懸念するのであれば、それは内部格付手法へ進む際の認可基準と、「第 2 の柱」による事後的な検証によって対応すべき問題と考えられる。
- ・一方で、PD の推計に伴う統計的誤差 (statistic error) を修正することを意図するのであれば、修正幅は高 (低) 格付先ほど大きく (小さく) なるはずであるが、一律に所要資本額を 2 割増しとすることは逆の修正となるため不適當である。

### Tier2 調整

- ・バーゼル委員会は、Tier2 のロス吸収力が Tier1 と比較して劣っているとの立場から、ベンチマーク・リスク・ウェイト関数の算出結果を 1.3 倍している。これは、「資本の見直しは行わない」とする今回の見直し作業の基本方針に反している。
- ・Tier2 のロス吸収力の差については、すでに Tier2 に算入限度が設けられていることなど Tier1 と比較していくつかの点で不利な扱いをされていることなどを通じて反映されているはずである。今回、これ以上の「差」を認めようとすることは、「資本の見直し」を行っていることに等しい。

- ・バーゼル委員会は、リスクを EL+UL で資本賦課する理由として Tier2 に一般貸倒引当金が算入されていることを挙げている。このため、仮に Tier2 調整を行うとしても、少なくとも一般貸倒引当金のロス吸収力は Tier1 と同等と見なさなければ整合性を欠く。

### C. Quantitative Impact Study (QIS) と「現行自己資本との中立性」の判断

- ・「新 BIS は現行 BIS と比較して所要自己資本が増えも減りもしない（現行所要自己資本との中立性）」ということの判断、および標準的手法から内部格付手法へ移行する際におけるインセンティブ（所要自己資本の削減）が適切であるかの判断は十分なサーベイに基づき慎重になされるべきである。
- ・新 BIS では、景気状況や銀行の業務内容によってリスク・アセットが極めて大きく左右されるため、一時点のサーベイ、あるいは少数行のサーベイをベースに所要自己資本水準を決定することは避けるべきである。したがって、新 BIS の影響を見極めるためのサーベイは今回行われている一回の QIS だけでは不十分であり 2004 年の規制導入まで継続的に実施されること、また、現時点の数値のみならず過去 10 年の最悪期のデータを調査するなどしてストレス・テストも十分に行うことが必要である。加えて、QIS は、その精度を高めるために、可能な限り数多くの国の、数多くの銀行を対象に実施されるべきである。
- ・バーゼル委員会は新規制が全般的な所要自己資本水準に対して中立であることを銀行界に説明するべきであり、QIS の結果を速やかに公表ないしは銀行界へ還元することが必要である。

#### より先進的な手法への移行条件

標準的手法から基礎的内部格付手法への移行にあたり、完全連結ベースでの全ポートフォリオの移行を要求することは非現実的であるため、以下の取扱いを要望する。

- 「重要性の原則」により移行条件を緩和すること。
- 「合理的な理由がある場合（Rule of Reason）」には両手法の部分的併用を認めること。  
基礎的内部格付手法から先進的内部格付手法へ移行するインセンティブを確保するため、以下の取扱いを要望する。
  - データ保有期間（一律 7 年）や各種の最低基準を緩和すること。
  - 基礎的内部格付手法からポートフォリオの一部について部分的な移行を認めること。

- ・標準的手法から内部格付手法への部分的移行が原則として認められていない理由は、銀行が都合の良いポートフォリオだけを次段階へ移行するいわゆる cherry picking を懸念するためと考えられる。この懸念自体は理解できるが、それを防止するための手段とし

て部分的移行を認めないことは過度に厳格であり、内部格付手法へ移行できる銀行を限定することとなる。「重要性の原則」に該当する場合や「合理的な理由がある場合」には、cherry picking の問題が生じないため、一部の子会社等については標準的手法にとどまることを認めるべきである。

- ・一方、先進的内部格付手法の認可基準は極めて厳格であり、2004 年の規制適用開始時から採用できる銀行は非常に限定されるものと見込まれる。しかも、全ポートフォリオについて巨額のシステム投資を行ったうえでデータ収集を開始しても、データが 7 年分蓄積されるまでは先進的手法へ進むことが許されないため、データ収集のインセンティブもそがれる。
- ・新 BIS をリスク・センシティブな規制とし、銀行界全体のリスク管理向上への適切なインセンティブを与えるためには、先進的内部格付手法の認可基準を緩和することが不可欠である。
- ・具体的には、一律 7 年の回収率データを要求するのではなく、担保の種類に応じてデータの必要年数を変える（たとえば株式に 7 年のデータは不要）ほか、データは、内部・外部を問わず各種データ・ベースの活用を幅広く認めるべきである（広範なマッピングの許容）。さらに、全てのポートフォリオの回収率データが揃うまで先進的内部格付手法の利用を認めないという方針を改め、一部のポートフォリオや特定の担保の種類について自行 LGD の利用を部分的に認可するべきである（Partial Use）。

#### デフォルトの定義

各国におけるデフォルトの定義が異なる以上、バーゼル委員会が定めるデフォルト参照定義とのマッピングは必要不可欠である。したがって、マッピング手法については弾力的な取扱いを要望する。

- ・内部格付手法を採用する前提条件としてデフォルトの定義を統一することの必要性は理解できる。しかし、「デフォルトの参照定義」の適用範囲はあくまでも「規制上の所要自己資本を算定する際に用いる基準」に留めるべきであり、各行が内部管理上用いる定義までを世界全体で統一する必要性は認められない。
- ・内部管理上のデフォルトの定義は各銀行が自行のリスク・プロファイルをもっとも良く把握できる定義を自由に採用することを認めるべきであり、「個別行のデフォルト定義に基づくデフォルト率」と「参照定義に基づくデフォルト率」のマッピングを弾力的に認めること、また、マッピングの認定は各国当局裁量に委ねることを要望する。さらに、内部管理プロセスにおいて参照定義の利用を義務づける規定（ル・ブック パラ 289）は削除するべきである。
- ・また、参照定義は内部格付手法における所要自己資本算出の根幹となる、最も重要な定義である。そのため、参照定義は、十分に客観的であって、各国において一貫性を保つ

て適用可能であることが不可欠である。この点、「事業不振に起因する債務見直し (distressed restructuring)」は主観的な判断が必要となる定義であるため、削除を含め再検討すべきである。

- ・なお、各国によって「デフォルト」という単語の社会通念上の用法が異なる状況下、参照定義の呼称を改めることも検討に値するのではないか。

#### デフォルト債権の取扱い

デフォルト債権については、銀行が適時適切な不良債権処理を行うインセンティブをそぐことのないよう、以下の取扱いを要望する。

- a) ベンチマーク・リスク・ウエイト関数から切り離し、一律のリスク・ウエイトを適用すること。
- b) 個別貸倒引当金等により処理済のデフォルト債権のリスク・アセット相当額を全体のリスク・アセットから差し引くなど所要の調整を行うこと。

- ・デフォルト債権については、「引当控除後のネット・エクスポージャーに 625% のリスク・ウエイトを適用する」ことも想定されているようであるが、この手法には強く反対する。この手法では、個別貸倒引当金等による不良債権処理で期待損失がカバーされていても、その効果は部分的にしか認識されない。また、バーゼル委員会自身が認めているように、銀行が適時適切に引当金を積むインセンティブを低下させる。
- ・不良債権の処理は、各国の会計制度や監督上の各種基準などにより多様な方法が存在し、国によっては、厳格な引当・償却基準の下、期待損失を上回る保守的な引当が行われているケースもある。このため、デフォルト債権に対する所要自己資本を一律の関数で算出することは不可能であり、デフォルト債権については正常債権とは別の枠組みで資本賦課すべきである。とくに、デフォルト債権について当局による保守的な引当・償却基準が設けられている国においては、リスクアセットは一律とする案が有力である。この点、各国当局の裁量に委ねることも考えられる。
- ・また、個別貸倒引当金等により処理済の債権のリスク・アセット相当額を全体のリスク・アセットから差し引くなど所要の調整を行う取扱いも考えられる。このような取扱いが認められなければ、保守的な引当基準が適用されている国の銀行が不利となり、競争上の公平の観点から問題である。

## リテールのポートフォリオ

規制全体の枠組みの整合性を保ちつつリテールの与信分散効果を正しく反映するため、以下の取扱いを要望する。

- a) リテールの小口分散効果を考慮したリスク・ウエイト関数を適用すること。
- b) コーポレートのポートフォリオと整合的な扱いとすること。
- c) セグメント数を多くしすぎないこと。また、セグメントについては、各国金融機関の内部管理上のセグメントが使用できるようにするべきである。

- ・ リテールのポートフォリオは小口分散が効いているうえ、デフォルトの相関も低いいため一般の貸出ポートフォリオよりもリスクが低い。リスク・センシティブな規制とするため、リテールのポートフォリオについて一般のコーポレート・ポートフォリオとは別のRW関数を設けることに賛成する。
- ・ ただし、銀行のポートフォリオ特性による有利・不利が生じることのないよう、内部格付手法における他のポートフォリオの扱いとの整合性を保つことが必要である。具体的には、リテールのリスク・ウエイト関数の相関係数を引き下げることにより対応することが適当であり、リテールに限ってULのみへ資本賦課するなどの扱いは避けるべきである。
- ・ なお、「最低基準」において各種のセグメンテーションが要件とされているが、各行がいかなるセグメントを選択するかは各行のビジネス規模やリスク・プロファイルに応じて異なると考えられ、最低基準は柔軟に設定するべきである。特にリテールについては、管理上も多くのセグメンテーションは必要とせず商品種類のほか必要最低限のセグメンテーションで十分対応可能と思われる。

## 株式の取扱い

株式については、市中協議案で示唆されている通り、以下の取扱いを要望する。

- a) 政策保有目的（長期取引関係の構築を目的とするものなど）の株式については「PD/LGD方式」を適用する。
- b) 短期保有のキャピタル・ゲイン目的の株式については、「PD/LGD方式」もしくは「市場リスクあるいはストレス・テストに基づく方式」を適用する。

- ・ 株式のポートフォリオについては、各国の歴史・制度や金融仲介構造の違いが大きいため、一律のルールで資本賦課を行うことは不適切である。市中協議案で示唆されている通り、株式の保有目的に応じて区別して扱うべきである。具体的には、顧客とのリレーションシップの観点から戦略的に保有しているものは「PD/LGD方式」を採用し、短期保有のキャピタルゲイン目的のものは「市場リスクあるいはストレス・テストに基づく方式」と「PD/LGD方式」のいずれかを実態に応じて採用する取扱いが望ましい。

- ・ PD/LGD 手法の場合、株式は LGD100%の「貸出」として扱うべきである。これにより、企業向けエクスポージャーをすべて同一のフレーム・ワークで扱うことが可能となる。
- ・ 株式に PD/LGD 手法を適用する場合はデフォルトの定義が問題となるが、政策保有株式であれば通常は他の与信取引が存在するため、一般の貸出取引におけるデフォルト発生を株式のデフォルト事由とみなせば実務上は問題ない。また、未公開株等へのキャピタル・ゲイン狙いの投資など、債務者格付が存在しない、あるいは、同一先への銀行貸出がないためデフォルトの定義が適用できない、などの問題点も考えられるが、株式保有先であれば相応のモニタリングを実施しているはずであり、格付の実施や当該企業のデフォルト発生認定は可能と思われる。

### マチュリティ

マチュリティに関しては、銀行の内部リスク管理との整合性を確保するとともに、よりリスク・センシティブな規制とするため以下の取扱いを要望する。

- a) 基礎的内部格付手法においてマチュリティを明示的に勘案すること
- b) 1 年を下限とせず、1 年未満の与信についても調整すること。

- ・ マチュリティは信用リスク管理の重要な要素であり、多くの銀行ではプライシングにも反映している。リスク・センシティブな規制とするためには、マチュリティを反映することが必要と考えられる。
- ・ マチュリティは大半の銀行が把握している要素であるため、その反映を先進的内部格付手法のみに限定する理由はなく、基礎的内部格付手法においても明示的に勘案すべきである。
- ・ ベンチマーク・リスク・ウエイト関数には MTM モードによるマチュリティ調整（1 年 3 年）が算入されている。したがって、マチュリティの反映にあたっては、MTM モードによる算出結果（内部格付手法補論、#177 表 4）による調整を実施すべきである。なお、MTM モード以外の手法が採用されることとなった場合であっても、規制の整合性を保つため、3 年以内の与信については MTM モードによる調整を行うか、さもないとベンチマーク・リスク・ウエイト関数におけるマチュリティ調整項を見直すべきである。
- ・ また、短期与信のリスクを正しく規制に反映するため、マチュリティ調整は 1 年を下限とせず 1 年未満の与信についても実施すべきである（例：1 ヶ月まで認識）。

## グラニュラリティ調整

グラニュラリティ調整を支持する。ただし、調整を行ううえでの事務負担を軽減するために、以下の取扱いを要望する。

借り手グループのエクスポージャーの合算にあたっては、システムおよび事務負担が増大することから各行の内部基準に基づくグループ認識を許容するなど弾力的な扱いを許容すること。

- ・集中・分散効果は信用リスクの重要な要素であり、多くの銀行の内部モデルでも認識されている。リスク・センシティブな規制とするためグラニュラリティ調整を行うことに賛成する。
- ・ただし、全債務者について完全連結ベースで大口信用供与規制レベルのエクスポージャー合算を行うことは、システム上多大な負荷が生じるうえ、債務者の決算期毎にグループ会社に変更されることから継続的なメンテナンス・コストがかかる。各行とも、独自の手法で債務者のグループ認識をしているものと考えられるため、当局の認可の下、各行の内部管理上のグループ認識を規制上認めるべきである。

### (4) 資本賦課の対象 (E L + U L への資本賦課)

各国の会計制度等が異なる状況下における現実的な対応として、資本賦課の対象を期待損失 (E L) プラス非期待損失 (U L) とすることに賛成する。

- ・各国の会計制度が異なることから、E L 部分を必ずしも一般貸倒引当金として引当を行っているとは限らない。このため、資本賦課の対象をU L ベースとし、現在認められている一般貸倒引当金の資本算入を行わない取扱いとすると、各国の会計制度の違いにより有利・不利が発生する。このため、資本賦課の対象は、現行規制と同様にE L プラスU L が望ましいと考えられる。

## (5) 資産の証券化

- 各国の証券化市場の成熟度の違いをふまえ、証券化市場の育成を阻害することのないよう十分な配慮が必要である。その際、最低限の措置として以下の修正を要望する。
- a) 標準的手法における証券化のリスク・ウエイトを事業法人向け債権と同等とすること。
  - b) 自行債権の証券化により少なくとも所要自己資本が増加しないこと。
  - c) 債権プール型以外の証券化取引について実態に即した取扱いを認めること。
  - d) 暗黙の買戻しについて基準を明確化すると共に、合理的な理由がある場合についてはペナルティの適用対象としないこと。

### 証券化取引の有用性と各国の市場特性の認識

- ・一部の証券化取引が資本賦課回避手段に使われているとのバーゼル委員会の懸念は理解するが、今般の市中協議案は証券化の取扱いについて過度に保守的である。証券化市場の発展が、事業法人および銀行自身の資金調達や財務リストラクチャリングに大きな貢献を果たしたという事実を認識すべきである。
- ・また、証券化市場の成熟度は国によって差があることに留意すべきである。今回の市中協議案は、多様な投資家層に支えられ、きめ細かなトランシェ分け(優先劣後構造)が可能な市場を想定しており、そうした国においては規制強化後も対応が可能である。しかしながら、わが国も含め証券化市場発展の途中段階にある国においては、銀行が劣後部分を保有するケースが多く、市中協議案の内容によれば市場の育成が阻害されることは明らかである。
- ・このように証券化取引の有用性を認識した上で、各国の証券化市場の成熟度の違いにより有利不利が生じないよう十分な配慮を要望する。

### 標準的手法における証券化のリスクウエイト

- ・標準的手法における証券化のリスクウエイトは事業法人向け債権と同等の取扱いを要望する。そもそも証券化の対象資産は事業法人向け債権やリテール債権であり、無格付の証券について保守的な取扱いはやむを得ないとしても、格付を取得している場合には、厳格なストレステストをクリアしており、通常の事業法人向け格付と取扱いを異にする根拠に乏しい。

### 自行債権の証券化の取扱い

- ・自行債権の証券化については、少なくとも証券化の実施により、所要自己資本が増加しない取扱いを要望する。すなわち、標準的手法では証券化対象資産の8%、内部格付手法ではベンチマーク・リスク・ウエイトにより計算された所要自己資本額を上限とすべきである。また、仮にシニア格のリスク移転効果は限定的にしか認めないとしても、資本控除対象となる最劣後部分を売却した場合には、リスク移転効果を認めるべきである。

## 債権プール型以外の証券化取引の取扱い

- ・証券化取引の形態を取っていても、対象資産を個別債務者として管理している場合には、通常の事業法人向け与信と同様の取扱いを標準的手法、内部格付手法の双方において認めるべきである。すなわち、流動性ファシリティについては、通常の事業法人向けのコミットメント・ラインと同様の取扱いを容認すると共に、対象資産の格付にもとづいたリスク・ウエイトを付与すべきである。

## 暗黙の買戻しの取扱い

- ・市中協議案においては暗黙の買戻しと判定された場合のペナルティが非常に厳しく定められている一方で、その判定基準は曖昧である。したがって、暗黙の買戻しの判定についてより具体的かつ客観的な基準の設定を望む。ペナルティの適用対象は資本賦課の回避を目的とする場合に限定すべきであり、例えば瑕疵担保義務違反時の額面金額での買戻しや適正な市場価格での買戻しなど、合理的な理由によるものについてはペナルティの適用対象とすべきではない。

## (6) オペレーショナル・リスク

○オペレーショナル・リスクの所要自己資本算出手法に関しては、各銀行のリスク・プロファイルの差異やリスク削減努力が所要自己資本に反映されるよう、リスク・センシティブな手法とすることを要望する。

- ・今回の市中協議案で用意されている基礎的指標手法（BIA）標準的手法（SA）内部計測手法（IMA）の3手法は、より高度な手法へ進むほどリスク・センシティブな規制となることが予定されている。各銀行のリスク管理を向上させ、より高度な手法へ進むよう促すために、先進的な手法へ進むほど所要自己資本が削減されるよう十分なインセンティブが付与されることを要望する。
- ・特に、IMA 手法においては、Exposure Indicator がリスクセンシティブなものとなることが望まれる。つまり、EI は単なるスケールリングではなく、オペレーショナルリスクにさらされているものでなければならない。もし、EI の定義を誤ると、オペレーショナルリスク管理上、誤ったインセンティブを与える。EI として全てのビジネスラインでアセットサイズとすれば、オペレーショナルリスクへの資本賦課を現行の信用リスク規制に近いものに戻してしまうことになる。従って、オペレーショナルリスクに相応しいEI の定義が必要である。オペレーショナルリスクに相応しいEI として例えば商業銀行部門・リテール部門ではTransaction amount が候補と考える。一方で、時間の制約がある中で定義ができかつデータの収集が可能かどうか等の、現実性も踏まえて検討がなされることを望む。
- ・なお、オペレーショナル・リスクへの明示的な資本賦課は監督当局、銀行界の双方にとって未経験の分野であるため、各手法による毎年の所要自己資本の変動幅がどの程度ま

で大きくなるかについては慎重なサーベイが不可欠である。各種のパラメータは、今年中に最終決定するのではなく、来年以降も継続的なサーベイを実施したうえで決定するよう要望する。

## 2. 第2の柱 監督上の検証プロセス

「第2の柱」を通じ、銀行監督における定性的要素の重要性を高めようというバーゼル委員会の意図に賛同する。銀行経営の健全性は、単に画一的な定量基準のみならず、多様な定性的要素をも考慮に入れて評価されるべきである。

一方で、「第2の柱」の各項目はその実施にあたり当局の裁量を伴うため、運営次第では個別銀行の経営への過度の介入を招く懸念や競争条件の公平が損なわれる懸念があることに留意すべきである。

- ・市中協議案では、全体的な自己資本充実度を評価するための適切なプロセスを保持する、最低所要自己資本比率を上回る水準で業務を行うという要件を満たさない場合、または、満たさないと予想される場合の「監督上の対応」として8項目を具体的に列挙している。しかし、最低所要自己資本比率を下回る前に、「配当および役員賞与の支払制限」、「上級管理職および取締役会の刷新要求」を行うことは、銀行の経営に対する過度な介入であるためこれらの項目を削除することを要望する。
- ・なお、市中協議案は、当局の「高度な透明性」と「説明責任」を求めているが、これに加えて、裁量的な措置を受けた個別銀行に異議申立ての機会が確保されるよう要望する。
- ・また、最低自己資本比率よりも高いレベルの自己資本の区分を設定することは、事実上の自己資本比率の引上げに繋がり、最低自己資本比率の意味するものが形骸化する恐れがあること、また本来銀行経営の一つの指標に過ぎない自己資本比率が万能の指標であるという誤解を招きかねないことが懸念されるため、現段階では国際的基準として各国に導入を求めるべきではない。
- ・同時に、各国当局による運営の違いにより、競争条件の公平が損なわれることのないように留意すべきである。

### 3. 第3の柱 市場規律

銀行による開示の充実の必要性は十分に理解する。

しかし、市中協議案に挙げられている各項目は広範にすぎ、また、過度に詳細すぎる。自己資本規制のために開示を求める項目は、当該情報を開示することの意義、開示の負担、競争上の公平などを考慮しつつ、国際的な比較可能性を担保するために最低限必要とされる基本的なものに止めるべきである。

規制により求められる基本的項目に加えた、より広範囲でかつ詳細な項目の開示については、各銀行の判断、創意工夫に委ねるべきである。

- ・新しいバーゼル合意案において、市場規律が重要な役割を担っていること、また実効的な市場規律を促進するためには、銀行が開示内容の充実を図る必要があることは、十分に理解するところである。
- ・しかし、開示項目は個別行の自己資本充実度を判断するに必要十分な項目とするべきであり、この点、市中協議案に挙げられている各項目は広範にすぎる。市場参加者には、預金者、一般債権者、劣後債権者、株主など多くの異なる主体が存在し、それぞれの立場によって異なる情報を求めている。これら「市場」の求める情報は多岐にわたるが、それらをすべて開示することは求められるべきではない。また、技術的・専門的な情報を中心に、過度に詳細な開示項目も多い。リスク計測において用いられる統計量等には、専門家や一部の限られた有識者以外にその本質的な意味を理解することが難しいものが多く含まれている。その本質的な意味をわかり易く外部に伝えることが重要であり、監督当局に報告するような技術的・専門的な数字を多数開示することが、市場参加者の判断に資するとは考えにくい。
- ・こうした観点から、自己資本規制のために開示を求める項目は、利害関係者の判断を誤らせることのないよう、重要性の原則から判断した上でより一層の絞り込みを行い、あくまで、当該情報を開示することの意義、開示の負担、競争上の公平などを考慮し、国際的な比較可能性を担保するために最低限必要とされる基本的なものに止めるべきである。
- ・規制により求められる基本的項目に加えた、より広範囲でかつ詳細な項目の開示については、各銀行の判断、創意工夫に委ねるべきである。開示内容や水準は、各金融機関がその内部管理手法と整合的な形で自主的に判断していくことが市場参加者にとっても望ましいものであり、開示の柔軟性が確保されるよう留意すべきである。開示に対するスタンスも含めて、銀行は市場の判断を仰ぐのが本来の姿であり、現段階で当局がここまで細かく開示項目を決める必要はなく、開示項目は市場を通じておのずとミニマム・スタンダードが形成されるはずと考える。
- ・開示に関する基準としては、銀行監督当局による規制だけでなく、財務会計基準が存在する。また開示頻度についても、本邦においては少なくとも決算期毎の年2回で十分と考えられている。開示項目、開示頻度等の議論においては、こうした基準間の整合性について十分に考慮する必要があると思われる。